

# 仙臺藩松川村鈴木家の名子制度

森 嘉 兵 衛

## 序

近世に残留した名子制度には、その成因に依つて種々の類型を生じた。その最も古い類型は郷士の家人名子である。仙臺藩東磐井郡松川村鈴木龍玄家の名子制度は、戦國末期・近世初期に成立し、明治初期迄続いた郷士の家人名子制であると云はれていたが、その構造は未だ明らかになされていなかった。偶々昭和廿二年鈴木家の好意に依つてその古文書一切を借覽する機會を得たので、初めてその全貌を知る事が出来た。此の一文はその概要である。

## 第一 鈴木家の略歴

・鈴木家は、その家譜に據れば平安朝末期には紀州に住し、鈴木兵庫頭政則の時、源義家の家臣として戦功があり、伊豆・相模兩名を宛行はれたと稱している。所が胆澤郡白山村鈴木長雄氏所藏文書中に<sup>(2)</sup>

伊豆 國 加茂郡一宇  
那賀郡之内 鈴木郷  
相模 國 登甲郡一宇  
高庄郡之内 吉田在家

右爲軍功之賞宛行者也仍如件

寛治五年十月七日

義家 墨印

鈴木兵庫頭殿

と有り、此の文書は次の文書と共に再検討を要するが、鈴木家の系譜と符號している。

其の後保元元年の源平紛争の際、鈴木伊賀守が源義朝に従つて戦功あり、恩賞を受けていると傳えている。白山村鈴木文書中に<sup>(3)</sup>

此度於源平兩家之前軍功攻爲朝勢敗軍、無比類手柄之由清盛被申越候條、義朝甚感悅之至候、依之伊豆國之内三千町永代宛行者也、仍證狀如件

保元元年七月十三日

義朝(書判)

鈴木伊勢守殿

と有り、甚だ疑はしい文書であるが、一應所傳の証として擧げておく。其後藤原氏滅亡後鎌倉御家人の一人として奥羽に來たらしく、吉野朝期には北畠顯家に従つて軍功あり、知行狀を残している。

此度爲軍功之賞元良郡之内哥津村・入江村・打立村・南澤村・北澤村・小田村・小泉村右七ヶ村任先例可令知行者也、仍爲後日之狀證文如件

建武二年三月十日

高 清(御墨印)

鈴木内匠頭殿

足利尊氏が反亂して京都を侵した時は、顯家に従つて五畿内に轉戦し、戦功に依つて鹿毛五頭を送られてゐる。其後兩朝衰運し、國司と共に靈山に籠城して敗退し、靈山近傍に隱栖してしまつた。<sup>(4)</sup> 戰國時代に至つて、天正十一年兄弟三人流浪し、長男加茂右衛門は東磐井郡本郷村熊ヶ原に「百姓田地を遜請、大畑屋鋪住居」し、次男鈴木良作は胆澤郡六日入村東山に住み、三男留右衛門は津輕に流れ、後津輕藩士となつた。此の長男の後が本論の鈴木龍玄氏の祖先であり、次男鈴木良作の子孫が、後に下胆澤郡の大肝入を務め、眞澄と親交のあつた長雄の出た家であり、前掲中世文書の現所有者である。天正十六年二男の良作は葛西晴信に屬して、氣仙郡近藤法師を破り、功に依つて胆澤郡中野村に於て三千疇、岩井郡田河津村に於て二千疇を買つてゐる。<sup>(6)</sup> 加茂右衛門の子孫三郎右衛門は天正二十二年伊達政宗に屬し、現在の所に地所替となつてゐる。<sup>(7)</sup>

烏畑分御張付次第ニ號散田預置候、山屋敷共に可爲志之候、前田三段之爲替之地深堀之内三段相改置候、仍爲後日之如件

天正廿二年七月廿日

宗 花押

鈴木三郎右衛門殿

此の深堀が現在の鈴木家の住する所である「鈴木重基家系譜」に依れば、重基は三郎右衛門と稱し、文録の初頃から此の松川村に住し、地方の有力者となつていたらしく、文録三年豊臣秀吉が金山公有政策をとつた時、淺野長政に命じて、重基を東山七ヶ邑の金山管理者に任じてゐる。<sup>(8)</sup> 天正廿二年は文録三年に當り、長政は九戸政實の征討の軍監として南部に在り、此の系譜の記述を裏書してゐる。

此の重基が現在の鈴木龍玄の先祖であり、天正末年には既に松川村に居住してゐたのである。

伊達の靈山から流れて來た鈴木は最初葛西に屬し、その没落後伊達に従ひ白石、大坂の陣に従ひ、戦功に依つて持高八貫七百十七文を素年貢とせられ、金山大肝煎を勤務して諸役を免ぜられ、松川村岩の下(現住所)に土着し、從士を名子とし、持高を經營せしめ、常に武器を備へて一旦緩急あれば馬前に勤仕する農兵的在郷の豪士となつた。<sup>(9)</sup>

註1、松川村、鈴木龍玄文書「鈴木家譜」三號

2、3、4、白山村、鈴木長雄文書、一—三號

此の文書の眞疑に就いては充分研究を要する。筆者はその寫しを見たが、義家、義朝の文書は殊に問題である。此の文書は鈴木家の家風として、舊正月の一定の日に開くだけで、他は全く之を見る機會が與へられない。

従つて今迄原本について考證する事が出来なかつたので、茲では系譜と文書と一致した部分を傳承として記述するに止めざるを得なかつた。

5、前掲、松川、鈴木文書、「鈴木加茂右衛門先祖記」四號

6、白山、鈴木文書 五號

7、松川、鈴木文書 九號、此の文書が龍玄家文書の最古の文書である。長男の系統に先祖の文書が傳はらず、二男の系統に傳はり、二男の系統が先祖の特別な祀りを行う習慣となつてゐることも何か理由があることと思はれるが、今明らかでない。

8、松川、鈴木文書、「鈴木重基系譜」一號、「元祿年中万留帳」(八二號)に「先祖白石大坂御陣之御御馬上ニ而罷出、末々も御陣等之時分馬上ニ而御奉公可仕由、先年申上候ニ付、爲御用捨持高八貫七百十七文須年貢ニ被召上候御書付、慶安五年延寶四年兩度ニ被下置候」  
と見え、一三號文書に、

東山之内松川村岩下三郎右衛門持高田畑八貫五百九十八文之所、米・大豆

被成御免候間、當年より毎年須年貢にて小役共ニ召上可被申候、但三郎右衛門先祖白石・大坂御陣之砌馬上ニ而罷出候間、右之通御用捨被成置被下候ハ、末々も御陣等之時分馬上ニ而御奉公可仕由申上候付而、右内主膳相談を以如此候已上

慶安五年二月十日

刑部  
因幡  
内記

鹿入

五郎右衛門殿

9、松川・鈴木文書「品替御百姓」(安永三年書上)七號、前掲「元祿年中万留帳」

## 第二 鈴木家の金山經營

鈴木三郎右衛門は、文録三年秀吉から東山七ヶ村の金山大肝煎に任命されている。<sup>(1)</sup>之れは鈴木が當時此の地方の有力な金山業者であり、有力者となつていた事を物語るものである。

當時秀吉は全國の金山公有政策を行ひ、地方の有力な金山を直轄下に置き、地方の有力者を金山大肝煎とし、財政収入の増加を計つた。<sup>(2)</sup>此の地方には大橋・西村・鯉江の三人を派遣して之を監督せしめた。<sup>(3)</sup>鈴木も此の三人の指令を受けて金山經營並に取締に任じた。次の文書は此の間の事情を物語つてゐる。<sup>(3)</sup>

(母体)(城)(内之者)(除)  
尙くもたい殿御しろの内、又うちのもの屋敷ハのそき申候間可得其意候、已上急度申越候、もたい殿御もち之内ニ新金山出來候而ほり申よし尤ニ候、然處(違亂)(由)彼方より御いらんのよし被仰候と申こし候付而、則おりかみもたい殿江遣候間(折紙)(母体)

仙台藩松川村鈴木家の名子制度(森)

(面々)(堀)(受取)(彼)(山)(急)(堀)  
これを遣候而めん(何方)(有之)のほり道具うけとり、かのやまいそぎほり可申候、それならず、いつかたニこれあり候とも、ふたニまかせほり可申候、恐々謹言  
七月四日

白石十郎左衛門  
松河三郎右衛門

大橋 八藏 吉宗 判  
西村 左馬助 廣元 判  
鯉江 權右工門 貞勝 判

同惣ほり子中

斯の如き指令が鈴木家に猶五枚有るが、夫に依れば金山經營に關する紛争の調査、裁決、徴税、採堀權の許可監督等に關するものである。豊臣滅亡後金山は伊達氏の直營となり、白石、鈴木もそのまゝ仙台藩の金山大肝煎即ち本判大肝煎となつて、主として金山の徴税事務を採つて居た。寛文二年の「岩井郡東山本判御改帳」に依ると鈴木は田河津、長坂、母体、鮎川、小嶋、松川門崎七ヶ村の金山徴税事務を支配して居た。<sup>(4)</sup>當時の金山經營は未だ大規模の企業ではなく、小規模の個人經營であつた。大きくとも自己を加へて五・六人の堀子を有つ程度で中には全く個人でだけ經營して居る者もあつた。その制度は本判主、本判加、かつくい、水呑、堀子とに區別されるが、公認の經營者は本判主、かつくい、水呑の三で、本判加は公認せられた經營者ではなく、本判主に内屬するものであつた。かつくい、水呑とは如何なる性質のものであるか明らかでないが、前掲「岩井郡東山本判御改帳」に依れば、本判主、かつくい、水呑は納稅率に差があつた。今此

(第一表) 東磐井郡松川村金山經營表

村名	本判		かつくい		水吞		吞	
	本判主	出目砂金 堀子	かつくい主	出目砂金 堀子	水吞	出目砂金 堀子	出目砂金 堀子	堀子
松川村二ノ組内	久藏	2054	惣右衛門	1378	3	助惣	717	3
	次右衛門	1662	太郎右衛門	1378	3	孫兵衛	717	3
	八郎兵衛	1662	次郎兵衛	1378	2	孫市	717	3
	助右衛門	1662	平右衛門	1420	2	大炊之助	717	1
	藤太郎	1662	次兵衛	1142	2	太郎右衛門	386	1
	長兵衛	2511	彌左衛門	1227	3	孫七郎	717	1
	助右衛門	1662	九藏	1378	5	彦次郎	717	1
	孫惣	1662	喜右衛門	1378	2	助市	386	1
	久三郎	1662	清左衛門	1378	4	四郎右衛門	717	1
	彦左衛門	1662	源左衛門	1378	3	善五郎	717	1
	太郎兵衛	1662	正二	1378	2	平右衛門	717	1
	助左衛門	1662	孫惣	1378	4	五郎右衛門	253	1
	與兵衛	1662	彦右衛門	1378	3	助市	717	1
	小右衛門	1662	奎竹	1142	3	計	8195	19
	小五郎	1662	主計	1378	1			
	與左衛門	1386	三平	1378	1			
	帶刀	1773	源右衛門	1378	1			
	惣介	1813	助左衛門	936	1			
	休左衛門	1662	滿三郎	1140	1			
	藤右衛門	1662	計	24921	46			
清左衛門	1662							
筑後	1703							
計	37832	62			三者合計	70948	127	

備考 本判三十三枚、一枚=付二匁一ト五リ宛、内五リハ卯時金、  
(磐井郡東山本判御改帳、寛文二年)

の改帳の一部を例示するに

(中略)

伊右衛門子長坂村きわた堀り

藤左衛門むこ大くら屋敷

一 砂金一匁六リ貳毛  
此内

助右衛門

一 砂金一匁三分七厘八毛  
此内

惣右衛門

一 八分三リ一毛

御判主

一 六分八リ八毛

かつくい主

一 八分三リ一毛

いとこ同所 藤左衛門

一 三分四リ五毛加

いとこ田河津村田ノかやノ 満

七

一 三分四り五毛加  
（中略）

五郎兵衛むこ三寶屋しき  
太郎兵衛

一 砂金七分一厘七毛

助 惣

此内  
一 五分二り九毛

水 吞 主

一 九厘四毛

相川村門前やしき  
久 藏

一 九厘四毛

妹むこ金田村ようがいノ  
喜右衛門

と有り、砂金二匁一ト五りに對して本判鑿札一枚の割合で内五りは卵時金であつた。之を表示するに、（第一表）本判、かつくい、水吞は税率が異つてゐる。本判の一般的な税高は一六六二毛で三三三毛の約五倍、「かつくい」の税高一三七八毛は、三三三毛の四倍、水吞の税高七一七は二倍に近い。従つて正確な倍數ではないが三三三毛は此の三者の税率の基準と推定される。本判、かつくい、水吞の身分的差は明らかでないが、何れも單獨又は兄弟、親類同志で小規模の經營に從ひ、税額二匁一ト五り毎に一枚の鑿札（本判）を受け、農民とは身分的に特別扱となり、本判大肝煎の支配下にあつた。鈴木は磐井郡下七ヶ村の本判大肝煎であつた。當時仙台藩の本判數は二六四九枚半、此の砂金税額五、六九五匁九二五毛であつた。此の中東磐井が最高で一・二〇枚、二〇四八匁の税額で約〇・四二を占めていた。此の中鈴木は一四六枚半、税額三一四匁九七五毛を支配していた。(6)然し鈴木が直接金山を經營したか、名子中に經營者があつたか、金山支

仙台藩松川村鈴木家の名子制度 森

配事務に名子の賦役を利用したか否かは文獻的には明らかでない。多少經營し、利用してゐたのではないかと推定される。

(第二表) 仙台藩金山税表

生産地	本判數	租		税	
		砂 匁	金 分厘毛	換 一ト判	算 金 錢
桃生郡	26.5	55	975	45	580
本吉郡	603.05	1,296	950	1,025	12,560
岩井郡東山	1120.	2,408	000	1,896	30,400
江刺郡	46.5	99	975	70	980
牡鹿郡	10.	21	500	16	1,200
登米郡	140.	301	000	240	800
西磐井郡	180.	387	000	293	16,600
氣仙郡	523.5	1,125	525	—	—
計	2649.55	5,695	925	—	—

備考 松川村鈴木文書 34號

- 註
- 1、前掲、鈴木重基家系譜、品替御百姓
  - 2、藤澤町、及川與惣兵衛文書「東山金山掘子一揆記録」に「文祿元年ヨリ二年迄御本判金被召上候、同三年ニ大開様へ御役金召上候ニ付、御令頭勘田之郡佐邊村江御上使御下向被成置候 御名者大橋八藏殿、西村左馬介殿、鯉江權右衛門殿三人御向被成」と有る。拙稿「陸奥産金の沿革」社會經濟史學第六卷第五號第六號參照
  - 3、前掲「品替御百姓」
  - 4、松川、鈴木文書 一〇一號
  - 5、前掲 三四號

### 第三 名子制度

#### 一 名子制度の成立

鈴木家は中世以來の豪族であり、戰國時代に此地に來り葛西に屬して、平常は耕地を家臣に經營させ、一旦緩急あれば家臣を從へて出陣する武士であつた。葛西没落後伊達家に屬し、白石、釜石、大坂陣に從ひ、仙台藩政確立後は、土着して郷士となり、慶長九年には持高五貫五百六十文に對して納稅義務を負ふて居たが、戰功並に今後一旦緩急あれば「馬上にて出陣」する者として持高八貫五百九十八文の租税を免除せられた。之に依つて家臣を名子として扶養し、武具を常備して緩急に備へた。(1)

之等の名子が如何なる事由に依つて主從關係となつたかは成立當事の文獻がない。

僅かに明治三年の名子獨立紛爭文書中に、(2)

「抑私高祖鈴木三郎重染並中祖同苗三郎右衛門重基儀、聊徳行之道ニ志シ、寒苦斯ニ極リ溝谷ニ轉候様之者見ニ不忍、自ら衣ヲ解而寒ヲ凌カセ飯ヲ分テ飢ヲ免カラシメ、終ニハ田畑迄モ宜キニ隨貸與ニ生活爲任、窮民憐恤スル事子ノ如クニ候故、世人呼而此飢寒免カル者ヲ鈴木ノ名子ト稱シ、又艱難極ル者故難子共唱來候由ニ御座候處、是カ子孫タル者愛憐ヲ加エテ祖先ノ志ヲ繼、頓ニ放逐スルニ不忍、尤往々祖先之所爲ニ倣エル者モ御座候、依之窮民共モ又薪水之勞ヲ以代々之高恩ニ謝セント仕候ノミ、素ヨリ主從ノ名アルニ非ツ、唯食客或ハ厄介ノ親類ニ等シク、人別モ私儀一家ニ編入已ニ今日ニ相至リ候(下略)」(3)

と云つて居る。又此の時の名子の託狀中にも、

「私共儀先祖何も不運不幸にして流浪の徒に罷成、艱苦又迫り、最早一身を寄

候場所も無之折柄、御先祖様御厚情の御恵を蒙り、御屋敷之内江住宅等も御普請相成下、其上畑迄も一家相續之相立候程つ、夫々貸渡被成下候が、己來古きハ五六百年近ハ貳百年余之御厚恩を受今日に相至候(下略)」

と云ひ、所謂社會的救恤名子のあつた事が知られる。又享保十一年の書上に依れば、(4)

「拙者名子惣人數百六十四人御座候處、伯父從弟杯ニ而内々ハ年久數別家ニ罷在、御帳面ニハ拙者一家内相附申候故、出減其外混亂仕候間可罷成候儀ニ御座候ハ、別家ニ居申候者之分左之通、當御改カ一家内相除面々名子と附出申様被成下度奉存候(下略)」

(第三表) 享保十一年名子新分家調

新面名子	家族	從前ノ所屬
傳四郎	二人	名子小四郎家内從弟
五郎七	五	半四郎家内
利兵衛	四	久三郎家内
與兵衛	三	久三郎家内
彌六	六	九右衛門家内
六右衛門	三	六左衛門
善五郎	三	久七
十五郎	四	彌左衛門
四兵衛	五	〃
五郎七	六	甚五郎
計十	四一	〃

と云ひ、名子中から新に十戸(家族數四十一人)の名子分家を出している。文化十一年の總名子數三十戸、家族百六十人(天保十一年の名子數百六十二人から推定)前後と推定される。從つて享保十一年から文化十一年迄名子總數に變化なく、戸數も大体同様とすれば享保十一年に十戸新名子を出した時惣名子戸數は既に三十戸あつたのではないかと推定される。從つて享保十一年には名子戸數二十戸あり。

百六十人から二百人前後の家族で、一戸當り八十人内外のものが十一年以後は五人前後の小家族となり、之が天保頃迄動かない所を見る

三十二戸となり、その増加は微々たるものであつた。即ち鈴木の名子は戦國時代以來の從士、家族、救恤等に依る名子の混合にて、享保頃

(第四表) 鈴木名家子持高變遷表

年 代	持 高	税	名子數	名 戸	子 數	出典
慶長九年	文 5,560	有	-	-	-	10
元和四年	8,695	"	-	-	-	11
寬永元年	10,695	"	-	-	-	11
" 五年	8,695	32切	-	-	-	11
" 六年	8,695	47切	-	-	-	22
" 十三年	8,695	47切 京錢 480文	-	-	-	18
" 二十年	8,695	53切	-	-	-	19
慶安四年	8,794	"	-	-	-	27
" 五年	8,594	素年貢	-	-	-	13
寬文二年	8,773	"	-	-	-	24
延寶四年	8,717	"	-	-	-	101
元祿十三年	8,717	"	余 200	-	-	82 28
寶永七年	-	"	200	-	-	7
享保元年	10,419	"	200	-	-	82
" 保十一年	-	"	164	-	-	49
" 十二年	-	"	163	-	-	50
文化十一年	-	"	-	30	-	52
天保十一年	10,617	"	162	30	-	86
明治三年	10,413	"	180	31	-	87
明治十五年	-	-	-	-	32	-

備考 素年貢とは一貫文=付三切半宛、普通年貢ノ約三分ノ一の低率

と、享保以後の名子數は固定した感がある。(第四表)文化十年に

を行ひ、余剩勞働力は賦役として名子主地の經營に當て、山林原野の管理、金山經營に利用された。

「拙者等名子人頭三十軒扶助罷在候處、右名子家内之内叔父、從弟等別家に住居仕候分御座候處、此度御改正ニ付、右躰之義吟味仕候様被御渡候間、是迄御帳面江家内ニ住居候而も、別家ニ罷在候分は名子人頭被倍下候様被成下度」と願出て、無高で新名子を出している。(6)天保十一年の名子戸數三十戸人數百六十六人、内高十五文持一戸とあるから、文化の改正にも戸數に増減はなく、單に名子三十戸が全部表名子となつたに過ぎなかつた。之が明治三年には三十一戸、同十五年に

註1、「(前略)拙者先祖白石、釜石、大坂御陣の時馬上に而罷出御奉公仕候、拙者儀も御陣等も御座候はゞ、先祖ニ不相替馬上に而罷出御奉公仕由申上候ニ付、持高八メ七百七十三文之所須年貢。小役計被召上、米大豆御免被成置候(下略)寬文二年」二四號  
「素年貢とは、田畑とも少額の年貢を金納し、高懸諸役を悉く免除せらるゝものを云ふ、舊藩主に由緒又は功勞ある者の所有地は、概ね素年貢となして之を優遇し、又毎年水旱ある土地の如きも、此法を用ひ、以て其負擔

を寛ふせしなり」と「仙台藩租稅要略」は説明している、素年貢は一貫文に付五切が原則であつた。本田の通常年貢は八十文に對して米一石であるから、高一貫文地で本稅十三石五斗である。一石二切の相場としても四兩半であるから素年貢は三分の一位にしか當らなかつたのである。即ち素年貢地として減稅した分だけ多くの名子の扶助が可能となつたのである。

「仙台藩租稅要略」卷二、五八頁、六〇頁

2、19迄の註は松川、村鈴木文書、五八、五四、四九、五〇、八八、五二、八八、八七、九二號

## 二 名子の獨立

### 1 明治三年の名子身分解放紛争

明治新政府の階級打破並に地租改正は、鈴木家の如く先祖の戰功並に軍事勤務に依つて低年貢を納め多數の名子を使役した者にとつては重大なる影響を及ぼす事となつた。

鈴木は之に對して祖先の功績を述べ、素年貢の由來を説き、名子三十一戸を扶養する爲に素年貢の特權を認容せられん事を申請した。(1)

〔前略〕御素年貢之儀ハ、前國主様ヨリ頂戴仕候所、以後平高ニ御租稅被召上義ニ而ハ、内之者戸數三十餘人數二百人餘是迄之通扶助相續可爲仕様無御座奉存候、其品ハ持高八貫七百十七文ニ御座候所、私一人ニテ所務仕義無御座、少々、各々配分仕永散田ト名付、聊之租稅ヲ以耕耘爲致御年貢上納仕候、餘分ヲ以私儀モ渴々相續仕居候所、以後平高並ニ被召上候儀ニテハ是迄ノ通租稅相寬可申様無御座候、左候ハ財散民衆民財散民散之道理ニ御座候間、決而心服仕間敷、乍去申付候儀ヲ違背被致候而ハ私儀相續可仕様無御座、其儘難指置無據モ永之暇指置候外無御座〔中略〕御憐愍之御吟味ヲ以是迄之通御素年貢被成下、貳百人餘之者ト共渴々モ相續仕候様被成下度奉歎願候〔下略〕明治三年正

月

之に依つて三年には「従前素年貢と唱候分ハ金一步ニ米二斗六割ヲ以石納可致御確定」となつたが、四年には再び「一統銘ハ被相廢六斗之御趣意之由反別割ヲ以御租稅被召上」事となり三倍の租稅となつたので之を減免せらるべく運動したが成功しなかつた。租稅の高騰は當然名子の負担を増加する事となつたから、名子は新時代の機運に乗じて名子の身分解放を熱望し、種々の劃策が行はれた。胆澤縣は名子の身分を廢して普通百姓とする方計であつたが、鈴木は反對の訴願を出して曰く。(3)

乍恐書附ヲ以奉歎願候

私儀先祖ヨリ扶助仕居候内之者人數二百人餘戸數三十軒ニ御座候處、人別之儀ハ私家内之後ニ名子ト申名目ニテ引續一軒毎御書調能成候處、今般御一新ニ付人別戸籍帳御改革ニ付、右名子名目モ被相廢御百姓一頭可相出由被御渡趣奉承知候處、右名子之儀ハ外持高等モ一圓所持不仕候間、私持高舊御素年貢地田畑共各々少々、配分仕、安散田ト名付、世間並合之三ヶ一位之見詰ヲ以爲作置候ニ付、渴々モ相續仕居候所、今般御百姓人頭ニ罷成義ニテハ、内之者トハ別段之義候間、只今迄之通租稅相寬可申様無御座、且居家之儀モ内之者ニ付私屋敷園之内何分手過之所夫々指置申候得共、以後御百姓人頭ニ罷成義ニテハ、屋敷園之内杯ニハ指置可申様無御座、依テ右之者共召呼此度御内意之趣爲申聞候所、人頭ニ御出被成下候義冥加至極難有御趣意奉承知候得共、私共義田畑持高モ一圓所持不仕、只今迄舊御素年貢地安散田等被立下候所、以後並散田被成下候ニテハ無據、尤指當居屋敷等モ餘分江相移候儀ハ勿論之儀、今日之露命スヲ渴々相續仕居候所、此上居家等迄餘分ニ相轉候儀ハ如何様被仰付候共及兼、誠以無據次第只々歎願申出ニ御座候間、御百姓人頭之義如何様ニカ御免被成、私下家内トカ被成下度、於私モ奉歎願候、如願被成下候ハ、居屋敷モ其儘指置可



申、尤安散田モ只今迄之通立付置可申、左候ハ、右内之者共是迄之通湯々モ相續罷能成と奉存候間、如願被成下度如斯奉歎願候以上

東磐井郡東山松川村

明治三年六月

膽澤縣御役所

純 輔 印

即ち名子は普通の百姓になる事は止むを得ないが、名子であるから家敷内に家を貸して住ませ、地租も普通の三分の一で耕作させて居たのであるから、百姓人頭となるには耕地も普通通り三倍の年貢とし、家も立退を命ずると云うので、名子も止むなく従来通りに泣寝入りとなつた。<sup>(4)</sup>

乍恐書付ヲ以奉歎願候

私共儀先祖何も不運不幸にして流浪の徒に罷成、艱難ニ迫り最早一身を寄候場所無之折柄、御先祖様御厚情の御恵を蒙り御屋敷之内江住宅等も御普請被成下、其上田畑迄も一家相續之相立候程、夫々御貸渡被成下候方已來、古きハ五六百年近ハ貳百年餘之御厚恩を受今日ニ相至候處、御代々様御孝道厚被爲在候上は御先祖様之御志を被爲繼、私共相續ニ當惑更ニ路頭ニ迷ふを御憐察聊之御年貢被召上、御厚恩に依而引續罷在候處、此度御一新人別帳御改正ニ付而ハ、私共ニ至る迄難有も恐多くも天目を奉拜上心地仕、尤名々業を得候様相應之田畑も御割渡ニ罷成候御儀之誠以難有奉存候得共、右様罷成候而は只今迄御貸渡之田畑も直に返上住居之家屋敷も思召次第立退不申候而は不叶筋ニ御座候、昨年來御素年貢も手當と被爲成、世間並合之御年貢御上納被遊候上は、私共ニおゐても其儘自由可仕之筋毛頭無御座、何も心痛無據仕合罷在候、乍恐此上御仁恕之御取計ヲ以、又々御厚恩を蒙候とか可然御賢慮を以御都合宜相立候上、是迄之通御戸籍ニ御入被成下、御吟味罷成間敷哉、如何様勘辨仕候共進退是ニ窮り候次第ニ、同列之者何も評議仕候、如此奉歎願候以上

願人名子

仙台藩松川村鈴木家の名子制度 森

明治三年六月

共 八 印

外 三十名

純 輔 様

然し名子の中には之を承服せず、密かに胆澤縣廳に密訴を企て名子の身分解放と共に、屋敷、耕地の所有權をも確保しようとし、山伏管野典膳に委頼し、松川寺住職、肝入等の幹旋に依つて種々劃策をした。<sup>(5)</sup> 然し鈴木の家計は昔日の比ではなく、高十貫余の中三分の一は年季地に賣つてあり、今名子解放に依つて更に三貫文を失う事は忍び得ない所であつたから、事件は好轉せず、胆澤縣の勸奨に依つて再び名子の屈服を余儀なくされた。<sup>(6)</sup>

「私共舊主人御先祖を數百年之間憐恤相受一家ニ編入罷成居候處、今般御一新ニ付本籍被成下、其上屋敷地義夫々替地等ニ御吟味も被成下、田畑之義ハ昨年平高ニ被爲成候ニ付、御租稅之義ハ御吟味之上被相定恵ヲ以被貸下、誠ニ以難有仕合奉存候處、右之御恩澤ヲモ不顧此上田畑並各地山居家敷迄一字貫受、私共持高ニ被成下度段三十一人連判ヲ以御縣御役所迄出願仕候處、御上様之御教諭奉蒙上、只今迄心得違を以右様舊主人ニ敵對仕候義と徹心魂勘辨仕、先非後海土貢可申上様無御座奉恐入候間、向後之義ハ諸事舊主人之思召ニ逆義仕間敷、是迄かも厚勤上可申、尤御租稅之義明日中訖度皆濟可申上、此度無調法之段御捨免相成候様幾重も御詫被成下度、依而三十一人連判ヲ以同書ニ奉願上候已上

東磐井松川村御百姓鈴木純輔

明治三年十一月

借家組頭 千葉 銀 藏 印

外 三十名連印

松川 連 瀨 殿

鈴木は一應之を拒否したが、名子等の滞納に窮し、胆澤縣の勸奨を

入れて和解し、名子の屈服に依つて解決を見た。<sup>(7)</sup>然し名子の屈服は一時的であり、名子地所有權確得運動は止なかつた。殊に素年貢の廢止に依る増税は名子の經營に重大な影響を與へた。鈴木木の所有地高十貫四百二十文、石高にして百四石、此の内素年貢高八十七石一斗七升が名子地、十六石八斗三升が地頭地であつた。素年貢地は高十石の税率金三步五厘九毛で平高の約三分の一であつた。<sup>(8)</sup>名子地は三十一名の名子が平均二石八斗一升の割で經營していた。之が三分の一の租税であるから平高に換算すると高四石七斗二升の經營と同様の手取があつた。之が普通地租となれば生計の維持は不可能に近かつた。然も名子地には賦役があつたから名子は此の際名子地の所有權を得ようとし、名子主は税率を素年貢率に復せんとして夫々縣に運動したが何れも失敗し、名子は名子主に屈したが、問題は少しも解決されなかつた。

註 1—8 此の註すべて松川村鈴木文書

五六、五七、六一、五九、五八、五四、八六、五三、五五、六〇、六一號

## 2 明治八年の名子地紛争

明治八年の土地改革、地租改正の實施に當つて名子地の所有權紛争が再燃した。七年松川村の檢地が行はれるや、鈴木は名子地全部を自己の所有地として届出た。之に對して名子は名子地の所有權を主張し、之を機會に明治三年の名子解放運動の失敗を回復せんとし、同年名子三十一名連名して名子地所有權變更の訴を起した。その訴狀に依れば、<sup>1)</sup>

〔前略〕往昔慶長二年度妻子ヲ連タル旅人右久藏宅末泊終夜相話、我等鈴木藤

三郎ト申屢爲浮遊身、聊能筆願幼童之師依筆子ヲ爲取被置候處、至テ直實ニテ又秀武術、經三ヶ年永住致度譯、依渴望村東江何、吟味之上弟子共ヨリ費用相續家屋營繕、三郎右衛門ト改名農籍ニ加置候處、元和元年有故三郎右衛門家内ヲ賛成之者共減籍之上、家内並持地合高八十七石一斗七升之處、同人方江預リト罷成、三郎右衛門儀品替リ農ト相成候ニ付、自夫主家ト仕耕作之儀ハ舊來之通面々自由罷在、租税等少々宛割増ヲ以同家江相遣シ相續爲仕名子ト罷成、追年名子之者共別家等仕、持地不足ニ相成候ニ付、舊仙台藩〔中略〕知行高〔中略〕等買請、是亦高之儀者主家江預置候譯之傳ニ有之、勿論地處買受證券所持罷在、租税之義者地肝入方江相納居、前代三太夫迄主從互ニ無隔心罷在、當純輔ト相成色々無慈悲之取扱被致候得共、主人之儀ニ御座候得者無致方困苦罷在候處、今般御改正ニ付私共儀每一戸村分並五戸主ニ被成下、難有仕合肺肝ニ深微仕候得共、持地並宅地等迄純輔一年前之持地ニ御調相成候ニ付、相續之見詰難相立心痛致居候内、同人方ヨリ小作号立附並不少之割増ヲ以租税等被取立至極迷惑仕、依純輔方江取合之上地所御調換願上、配地仕一統永續仕度考辨ヲ以同人江相談致候處、更ニ不聞入候〔中略〕其上宅地之義者當村字千貫森ニテ每一人反別五畝歩宛吳渡候間同所江可引移ト申渡吳候様被申候由、被相斷候間、宅地之儀者素ヨリ私共住居之持地ニ御座候得ハ立除ト申儀更ニ無御座譯ト存候得共、純輔之持地ニ御調相成候上者其儘ニ罷在候テハ本處永住之日途更ニ無御座〔中略〕私共三十一名之内十七名之者共ハ追年買受地反別三丁二反八畝十九步之處、買主切持地ニ御調相成候得トモ、家式相續之見詰ニ可相立程ニモ無御座、十四名之者共持地無之者共一統生活之基本難相立儀ニ御座候間、右地所之内前段申上候通、高八十七石一斗七升之處ハ私共、先祖ヨリ之持地ト言傳候得共、是迄主家ト仕居候儀ニ候得ハ私共ニ不限、純輔方江モ配地ヲ以御調換罷成候様被成下度奉數願候〔下略〕

之に依れば鈴木の先祖が此に流浪して來た所迄は一應考へられるが、夫に土地を預る理由は甚だ不合理であり、名子地を名子の所有地と主張する点も明確でない。只名子地の總面積八十七石余にて、三十

一名の中十七名の名子が三町二反八畝の土地を買ひ名子地以外に經營して、た事が知られる。之に對して村長は兩者の和解に努めたが、鈴木は<sup>(2)</sup>

一、持高八十七石一斗七升は舊素年貢地で高一石に付八十一錢二厘五毛、高十石七斗二升は平高で三十一人の名子に三分の一の安散田(小作)で經營させていた事

二、名子が獨立人頭となれば名子地はなく、縣に訴願しても無駄な事

三、名子が密訴するから千貫村に移住を命じたが、急の移住は困るだらうから見合せている事

四、宅地を貰受度い希望であるから一澤之上を與へる事にした事

五、素年貢が平高となり、地租が増加したので普通小作とした所、小作地の所有權を主張するから、小作地分與を拒絶した事

六、名子地の所有權を主張するなら宅地も分與しない事

七、給所三反歩宛の分配、宅地、山林の安散田願は承知出来ない。

旨を主張し讓歩しないので、名子は同年十一月磐井縣に出訴し、名子地所有權確認を主張し、証據として正徳二年の古文書を提出した。

### 高預證文之事

一 預高一貫百二十文

内 田代六百五十文

畑代四百七十文

右之通り先年内之者指置之田畑地ニ候處内者持高ニ相入儀不能成候ニ付、我等持高ニ預り置申候。御年貢諸役之儀ハ不及申、高役諸色其方共ニ被申事、尤高何時成共勝手次第ニ高分可申候、高預り始末如斯御座候、如件

正徳二辰年三月

與三郎

彌平治殿

鈴木三郎右衛門印

之に地肝入からの受取証の寫を添へ、「十九名者共持地ニ御座候、然ルヲ昨七年地券御改之砌一應之達モナク、右地所一字純助一人之持地ニ地券御取調ニ相成驚入、同人方江掛合及候度毎不分之事共被申立由致し候段傳承不仕候……持高十貫四百十九文ニテ慶安五年十二月十日ヨリ畑八貫五百九十文之處、伊達家之御笑譽トシテ須年貢ニ被立下追而ハ持地悉皆之分正徳五年十二月十一日之出願ニテ、享保元年十月四日諸郡役御免許相成、右ヲ以上納御聞届指令之上譜代之名子ト稱シ三十一名ヲ召抱御軍用御備ニ相定置、平常小作人ト致シ扶助之手當罷在、非常之都度夫形御用ニモ相成居候」と主張して讓らず紛争を續けた。然るに九年四月秣場人會地利用に關して名子から鈴木家に申入が行はれた。<sup>(6)</sup>

「今般御持山反別御筆入御検査相成候ニ付、廣大之御持山ニ候得は地租御上納逐々御迷惑可被爲至、依而は遠所野山之分並小柴立雜木立木之處ハ過半村持山ニ御調換可被成置、御吟味之段奉承知所、右様被成下候而ハ他組方も入合縦横被刈取、私共名々馬飼醫養方ニ困却仕、自然耕耘も行届兼候義と歎敷奉存候間、何卒是迄之通一先一字御持山ニ御調罷成候上、私共も御分與被成下度管只奉懇願候、就而ハ此度御筆入方諸入費一字私共ニ而相出可申候、尤地租之義縱令何程相募候共聊違背申上間敷候義奉願上候處、(中略)山稅難盡之節ハ縱令爲先身代限り等ニ罷成候共聊御恨申上間敷候、

一、野山林場之義ハ何方ハ何方迄何十何丁ニ御調罷成被相渡候ハ、御手元様御入用之分ハ無稅ニ而右之内何方ニ而も御勝手次第御刈取可成下候  
一、從前私共名々江御貸被下候山處御手元様御自由之由所江入合罷有ニ付、今般御改革何方江か打寄一處ニ而御分與之御吟味も承知仕候所、此義は何れ其儘從前之處ニ而被下置候様奉歎願候、如願被成下候ハ、以後私共方ニ

(第五表) 名子地讓與表 (明治十年四月)

讓與人 鈴木龍玄

名子氏名	耕地				宅地			
	反別	此收穫	此價地金	此地租	反別	此收穫	此價地金	此地租
佐藤傳七	42.20	2,591	44,260	1,107	—	—	—	—
石川文平	51.27	2,441	41,698	1,043	—	—	—	—
千葉兵吉	27.01	1,690	27,162	67.8	8.25	1,128	12,000	300
千葉甚作	29 44.1	101 2,396	2,352 40,879	59 1,022	—	—	—	—
千葉甚八	35.14	2,119	36,198	908	522	733	7,800	195
千葉助藏	1.28 10.16	202 525	4,727 8,969	118 224	5.01	644	6,850	171
千葉義平	62.9	3,353	57,277	1,433	—	—	—	—
千葉方之助	39.17	1,994	34,063	852	—	—	—	—
千葉忠兵衛	22.25	932	15,920	398	—	—	—	—
千葉銀藏	84.7	3,997	68,278	1,707	9.28	1,269	13,500	338
千葉義助	34.23	1,575	26,905	672	5.4	658	700	175
千葉作之允	4.12 52.22	458 2,661	10,716 45,457	268 1,136	6.14	827	8,798	220
千葉喜三郎	19.27	1,444	24,736	618	8.26	1,133	12,053	302
千葉久藏	41.13	2,461	52,039	1,051	7.6	921	9,800	245
千葉友七	30.26	1,759	30,048	752	6.19	846	9,000	225
千葉長太郎	36.21	1,993	34,046	852	4.12	564	6,000	150
千葉吉兵衛	57.23	3,357	57,004	425	—	—	—	—
千葉東吉	37.22	2,255	38,521	963	9.17	1,222	13,000	325
千葉豊松	34.21	1,650	28,186	706	—	—	—	—
千葉五郎太	52.19	2,196	37,514	938	6.22	860	9,150	229
佐藤富治	30.21	1,578	26,956	675	—	—	—	—
佐藤久内	12.24	641	10,950	274	—	—	—	—
佐藤清六	21.03	1,206	20,601	516	—	—	—	—
佐藤榮治	34.16	1,957	33,411	836	3.15	464	4,745	119
佐藤四郎助	66.22	4,093	73,871	1,897	8.23	1,119	11,900	298
佐藤太三郎	35.04	1,989	33,976	851	—	—	—	—
阿部市太郎	32.20	1,430	24,428	611	—	—	—	—
阿部左平治	34.4	1,460	24,941	624	—	—	—	—
阿部福治	7.4 43.24	744 2,454	17,408 24,821	435 960	9.15	1,218	12,957	324
阿部源之允	44.4	1,472	25,144	629	—	—	—	—
阿部彦作	37.3	1,543	26,358	659	—	—	—	—
阿部甚五郎	44.14	1,709	29,196	730	—	—	—	—
計	14.13 1257.9	1,505 64,921	35,203 1103,813	880 26,747	10.69	13,606	138,253	3,616
平均	3.18 39.17	376 2,029	8,800 34,494	220 834	7.2	907	9,217	241

と云ひ、秣場確保には完全に屈服している。之は名子經營が自給型彼畜農業であり、その爲に秣場入會地が不可欠の條件であつた事を示し

而名々敵に制道仕屹成木相成候様可仕候、万一此末縦令木一本ニ而も盜伐致候者御座候へ、其者江御分與之山所被召上候共聊違背申上間敷候  
(下略)

ている。然るに岩井縣の癒合、鈴木純輔の死亡に依り、紛争は急轉して九年和解が行はれた。即ち

「證券之義は數百年來之事ニ而眞偽判然不致候得共、前顯之地所半高被分下候ニ付而は、右地ニ付何様之書類等御座候共向後苦情不申上候、且御先代が世々蒙御恩澤其上昨年中宅地耕地山林等分割被下置候義も有之、私共ハ不

及申、後代ニ至迄御深意可不奉忘、從來之通勤上候様可仕(下略)と和解し、次の如く讓渡する事となつた。(8)

地 所 讓 與 證 書

字岩ノ下百十番三反四畝廿五ト之内  
一 畑反別五畝七ト

此收穫大豆二斗一升三合

此地價金三圓六十三錢九厘

此改租金九錢一リ

字四百八番貳反三七五ト之内

一 畑反別五畝九ト

此收穫大豆三斗一升貳合

此地價金五圓三十三錢

此改租金十三錢三リ

右口々之通讓與之儀之父純助代定約書有之ニ付、今般讓與候間自今持地ニ可被成、尤右地より出候諸物金等ハ當時ノ期限無滞可被相成候、右地ニ付何方ノも出入差支無之候ニ付御紙貼用之上戸長殿與印相受證書如件

明治十年四月

第十五大區十小區松川村

同村讓受人

千葉助藏殿

讓與人 鈴木龍玄  
伍長 鈴木卯三郎

組惣代

松川惠治

前書地所讓與度願出ニ付、判印帳江記載之上奥書印致置者也

明治十年四月

第十五大區七番扱所

副戸長 松田精一

(第六表) 申合相働定約雇表(明治十一年)

名子	募働	稻干場	外	名子	募働	稻干場	外
阿部福治	1	6	—	千葉豊松	—	—	—
千葉甚作	1	43	1	阿部源之丞	—	—	—
千葉銀藏	1	25	—	阿部佐平次	—	—	—
千葉甚八	1	34	—	阿部市太郎	—	—	—
石川文平	1	—	1	阿部甚五郎	—	—	—
阿部彦作	1	—	—	千葉吉之丞	1	1	—
佐藤條治	1	25	—	佐藤清七	1	34	—
千葉東吉	1	61	—	佐藤四郎七	1	34	—
千葉喜三郎	1	25	—	千葉五郎太	1	25	—
千葉作之丞	1	61	—	千葉長太郎	1	25	—
千葉万之助	1	61	—	千葉儀助	1	24	—
佐藤清六	2	25	1	千葉久造	1	16	—
佐藤富治	2	52	3	千葉友七	1	—	—
千葉助造	—	—	—	千葉儀平	1	—	—
佐藤久助	1	61	—	千葉兵吉	1	—	—
佐藤太三郎	1	52	—				
備考 鈴木文書 64號							

之を名子全体に就いて見るに(第五表)一戸當三反九畝十七步、主として畑であり、田は四人に一反四畝を讓渡したに過ぎない。宅地は十五人だけに平均七畝二步を讓渡し、之に依つて鈴木は所有耕地の三分の二を舊名子に分與した。翌十一年には募所並に稻干場を賃與し、その恩禮として第六表の如く賦役を約した。募所借受に對する年一日の賦役は兎も角、稻干場の借入に對する賦役の差の甚しく、然も年に二週間内外の用に對する賦役としては過大に過ぎるのは如何なる意味か、之が耕地の讓渡と關係があるとしても之を負擔しない者もあるのに三十二名連帶責任とあり明らかで

ない。之には次の一札が前書となつてゐる。(9)

申合相働定約證書

私共今般先祖墓所御借請之儀者勿論稻干場三十一名共ニ御拜借仕候儀正也、其恩禮として前言申上候通御働上候儀も正也、若又右定約相洩不働者有之候ハ、伍長主立ニ相成三十一名、吟味仕聊貴殿ニ御苦勞相懸申間敷、仍而爲後日之伍長連印ヲ以定約證書申上候已上

御借受人 伍長

明治十一年

寅

一月廿日

阿部 福松 ㊦

外 三十名連印

明治十五年には懸案の秣場入會地の分與が行はれた。(10)

地所讓受ニ付請書

東磐井郡松川村四十九番地

讓受人 千葉 長吉 ㊦

字岩ノ下山六番ノ内一ノ内  
一、山七反七畝廿貳步

字同五番ノ内

一、山三畝十七步

字同二番ノ内

一、山七反十六步

字同八番ノ内

一、山四反貳畝九步

字深堀山八番ノ二

一、柴山七町一畝十七步

字岩ノ下山

一、山十五町貳畝廿八步

山神朝日倉從來  
御預置候分

竹林 前同斷

土手ノ外新ニ  
頂戴ノ分

小山澤前同斷

三十二名へ配地ノ分

三十二名ニ入會秣場  
ニ被成下分

右ハ先祖ヨリ自由山ノ名稱ヲ以テ前記載之地所御預リ相成居候處、今般御仁恤

(第七表)

名子に讓激し山林表(明治十五年)  
讓入 鈴木龍玄

名子	從來 預り分	新讓 受ノ分	三十二名ノ 配分ノ山林	三十二名ノ 入會秣場
千葉菊治	46.19	128.18	22.11	152.28
千葉銀藏	87.23	85.9	71.17	"
千葉儀助	—	208.3	72.28	"
千葉長太郎	—	203.27	71.17	"
千葉長吉	81.9	112.25	"	"
千葉五郎太	90.0	103.19	"	"
佐藤元治	120.27	72.26	"	"
佐藤末藏	17.24	174.9	"	"
千葉吉之丞	—	188.8	"	"
佐藤三太郎	8.19	273.27	"	"
千葉專左衛門	50.18	117.7	"	"
千葉彌治郎	39.15	145.19	"	"
千葉喜東治	42.0	123.17	"	"
千葉富治	57.22	109.8	"	"
阿部民治	9.10	180.21	"	"
佐藤永治	97.4	92.13	"	"
千葉東吉	43.14	188.20	"	"
佐藤忠太夫	—	174.29	"	"
佐藤富治	2.10	267.9	"	"
佐藤忠兵衛	—	167.1	—	—
千葉万之助	—	164.15	71.17	152.28
千葉豊松	94.2	83.9	"	"
石川又平	36.23	170.28	"	"
阿部源之丞	124.28	40.9	"	"
阿部佐平治	161.1	—	"	"
阿部甚五郎	122.0	50.0	"	"
計	333.1	3626.25	1741.10	3670.12
備考	鈴木文書 85號			

ノ御詮議ヲ以テ平均割ニ被成下、地所足シ加ニ無代價ニテ讓受候段誠ニ難有仕合子々孫々迄忘却不仕候、自今貴殿持山ニテ伐木等ハ更ニ不仕候、万一違犯仕候節ハ前記讓受地所異儀不申、地券書換出願之上御返却可仕候、此旨子孫迄堅ク申傳置候、爲後日親類保證連印ヲ以テ一札如件

明治十五年

六月十五日

右

千葉長吉<sup>⑤</sup>

保證人

千葉彌次郎<sup>⑥</sup>

鈴木龍玄殿

之を總括的に見ると一戸當平均四町一反五畝の山林を讓渡され名子の經濟的解放は完成された。(第七表)然し主從的身分關係は已然として解消せず、封建制殘留の一因となつた。

註1—10迄松川、鈴木文書、八〇、八一、一〇一、七七、六二、七八、七九、

六四、八四號

## 結 び

之を要するに鈴木家は中世以來の鎌倉御家人の後にして、戰國期に敗戦し諸國を流浪していたが、東磐井郡松川村に土着し、葛西、伊達氏に屬して家を起こした。藩政確立後は郷士として土着し、先祖の功と一旦緩急有れば參陣する條件で所有地の諸税を減免され、多數の從士を名子として隸農經營を行つた。即ち十貫文内外の耕地に百六七十人の名子家族を使役出來たのは此の耕地が素年貢地であつた事に基因している。更に土着以來東山地方の金山大肝煎として産金支配に當り、中頃杉、漆等の育成に努め、産業振興の中核として重きをなした。所

有地百四石の中四分の三は名子とし、安散田として普通小作の三分の一位の小作料で經營せしめ、屋敷を貸與し、必要に應じて名子雇を徵發し、三十石内外の名子主地の經營や雜用に利用した。その名子中には戰國期以來の從士、難民を救濟的に名子とした者、親戚を名子とした者があつた。享保十年頃には既に二十戸の名子があり、同十一年には十戸の新名子を從來の名子より分家獨立せしめ、文化十一年頃には三十戸となり、明治初年には三十一戸、家族數百六七十人を有し、之を使役するに至つた。名子地には恩給地、安散田地有り、權利内容は明らかでないが、所謂郷士の家人名子、奉公人的譜第名子、社會的救恤名子、名子分家等があつた。従つて明治初年の土地改革を中心に名子地を廻つて大紛争を生ずる事となつたのである。明治初年素年貢制廢止され地租が三倍に増加したので零細な名子地經營が困難となつた。地頭は頻りに從來の特權を説いて減免運動を起したが成功せず、名子は身分解放と共に名子地の所有權を主張し、確得運動を展開したが、地頭は之を排撃して讓らず紛争を續けた。名子は再三敗亡の苦難を嘗めたが、十五年に至つて名子地並に山林原野の配分を受け經濟獨立に成功した。然しその代償として永く賦役を負担する事となり、封建的主從關係を存續する基本的條件を殘留する事となつた。之に依つて地頭は多量の不拂勞働を確保して經營を有利に展開したに反し、名子は隸農經營の域を脱する事が出來ない事となつた。